価格カルテルに対する課徴金と取締役の任務懈怠責任

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 3 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 32120 号
【事　件　名】 損害賠償請求（株主代表訴訟）事件（世紀東急工業株主代表訴訟事件）
【裁 判 結 果】 請求認容
【参 照 法 令】 会社法 423 条 1 項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）2 条 6 項・3 条
【掲　載　誌】 判時 2550 号 73 頁、資料版商事 459 号 131 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25592688

専修大学教授 **木下　崇**

事実の概要

a 社は、主に建設事業及び合材事業を営む、資本金額 20 億円の大会社であり、取締役会及び監査役会を設置する株式会社である。

a 社及び同業他社 8 社（以下「本件 9 社」という。）の従業員は、遅くとも平成 20 年 5 月から平成 27 年 1 月までの間、合材に関する会合（以下「9 社会」という。）を開催していた。公正取引委員会は、遅くとも平成 23 年 3 月から平成 27 年 1 月 27 日までの間、本件 9 社が、共同して、本件 9 社又はそのいずれかを構成員とする共同企業体が販売する合材の販売価格の引上げを行っていく旨の合意（以下「本件合意」という。）をし、本件合意に基づき上記引上げを行うことによって、公共の利益に反して、わが国における合材の販売分野における競争を実質的に制限したこと（以下「本件違反行為」という。）が不当な取引制限（独禁 2 条 6 項）に該当し、独禁法 3 条に違反するなどと認定し、かつ、独禁法（令和元年改正前）7 条の 2 第 1 項 1 号に規定する商品の対価に係るものであるとして、令和元年 7 月 30 日、本件 9 社のうち a 社を含む 7 社に対し、独禁法（令和元年改正前）7 条 2 項に基づき、排除措置を命じ（公正取引委員会令和元年（措）第 6 号。以下「本件排除措置命令」という。）、また、独禁法（令和元年改正前）7 条の 2 第 1 項に基づき、a 社に対し、課徴金 28 億 9781 万円の納付を命じた（公正取引委員会令和元年（納）第 11 号。以下「本件課徴金納付命令」という。）。

これに対して a 社は、令和 2 年 1 月 29 日、公正取引委員会を被告とし、本件課徴金納付命令のうち、18 億 3417 万円を超えて納付を命じた部分につき、その取消しを求める訴えを提起した[1]。

これを受けて、a 社が、納付した課徴金のうち、少なくとも a 社が当該訴えにおいて支払義務を争わない 18 億 3417 万円（以下「本件自認課徴金額」という。）は、Y らの任務懈怠によって生じた損害であるとして、a 社の株主 X が、a 社の監査役らに対し、当時の取締役又は代表取締役である Y らに本件違反行為につき善管注意義務違反があったなどを理由に、Y らに対し損害賠償責任を追及するよう提訴請求した。しかし、当該監査役らは、X に対し不提訴理由通知書を送付し、提訴請求の日から 60 日以内に Y らに対する訴えを提起しなかった。そこで、X が、Y らに対し、会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償請求として、a 社が納付した課徴金のうち、取締役在任期間を考慮し、Y_2 に 18 億 3417 万円、Y_1 に 17 億 3227 万円、Y_3 及び Y_4 に 15 億 7942 万円及び各損害金に対する遅延損害金を、Y ら各々の上記責任金額の限度で連帯して支払うよう求めたのが、本件である。

判決の要旨

1　Y_4 の法令遵守義務違反

「Y_4 は、遅くとも平成 20 年頃から a 社の製品事業部に在籍し、取締役就任前である平成 22 年 4 月から平成 23 年 10 月までの間、9 社会に出席していたのであるから、平成 24 年 6 月 28 日の取締役就任時において、a 社を含む本件 9 社の間において行われた本件合意に基づき、a 社が合

材の販売価格の引上げを行っていたことを認識していたものと認めるのが相当である。その上で、……Y_4は、同日にａ社の取締役に就任してから平成 27 年 1 月 27 日に至るまで、製品事業部長として、本件合意に従って、製品事業部方針を決定し、同方針に従って作成された社内通達の発出について事業推進本部長及び同副本部長の決裁を経た上で、社内通達等を通じてこれを指示していたことが認められる」。

「取締役は、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての法令を遵守する義務を負うものであるところ、Y_4の行為は、事業者であるａ社を名宛人とし、ａ社が遵守すべき独禁法３条に違反する行為に該当する」。

「したがって、Y_4は、本件合意について取締役としての法令遵守義務に違反したと認められる。」

２　Y_1の善管注意義務違反

「Y_1は、平成 23 年３月以前に財務部長や執行役員を務めていたのであるから、少なくとも同月以降、本件合意の存在及び内容を認識していたものと認められる」。

「Y_1は、少なくとも平成 23 年３月以降、本件合意の存在及び内容を認識していたところ、同月から平成 27 年 1 月 27 日に至るまで、製品事業部が本件合意に従って合材の販売価格の引上げ方針を決定し、上記方針をａ社の指示内容とすることを妨げなかったことが認められる」。

「取締役は、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての法令を遵守する義務を負うものであるところ、Y_1の行為は、事業者であるａ社を名宛人とし、ａ社が遵守すべき独禁法３条に違反する行為を黙認したものである」。

「したがって、Y_1は、本件合意について取締役としての善管注意義務（法令遵守義務）に違反したと認められる」。

３　損害の有無及びその金額

「ａ社は、遅くとも平成 23 年３月から平成 27 年 1 月 27 日までの間、本件９社において行った本件合意に基づき合材の販売価格の引上げをしていたこと（本件違反行為）が独禁法２条６項の規定する不当な取引制限に該当し、独禁法３条に違反するなどとして、本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令を受け、本件課徴金納付命令に係る課徴金全額（本件自認課徴金額を含む。）を納付したものである。Ｙらは、本件合意の存在及び内容を認識しながら、本件違反行為に直接関与し又はこれを黙認したものであるから、少なくともＹらの法令遵守義務違反とａ社による本件自認課徴金額の納付との間に相当因果関係があることは明らかである」。

「Ｙらがａ社の取締役を務めていた時期と本件課徴金命令に係る課徴金額の算定の基礎となるａ社の売上額に係る本件実行期間の重なりを考慮すると、Ｙらは、本件自認課徴金額のうち、ＸのＹらに対する各請求額相当額の損害を賠償する義務を負うというべきである」。

なお、Ｙらは、本判決を不服として控訴したが、いずれも棄却されている[2)]。

判例の解説

一　本判決の位置づけ

本判決は、本件合意と、これに基づく本件違反行為が独禁法３条に違反するなどと認定した公正取引委員会が、ａ社に排除措置命令及び課徴金納付命令を下した事案について、本件合意の形成及び本件違反行為の決定等に関与した取締役らに法令遵守義務違反、善管注意義務違反があったとして、会社に対する損害賠償責任が肯定された事例である[3)]。

課徴金が会社に課せられたとき、それに相当する損害が会社に生じたとして、取締役に対して賠償を求めることができるかについては、争いがある。本判決は、Ｘの請求通りに、取締役の損害賠償責任を認めたものとして注目される。

二　法令遵守義務と任務懈怠責任

１　取締役の法令違反と任務懈怠責任

本件は、Ｘが、本件違法行為があった当時の取締役等であるＹらに善管注意義務違反があったと主張して、会社法 423 条１項に基づく損害賠償請求をするものである。そして、Ｘは、Y_4が本件合意の形成につき認識していたこと、本件合意に従い合材の販売価格の引上げを指示していたことが、独禁法に違反する行為であり、取締役の法令遵守義務に違反したと主張していた。本判決は、要旨１の通り判示するとともに、本件違反行為当時、ａ社の事業推進本部副本部長等であったY_2、Y_3にも法令遵守義務違反があるとした。

会社法制定前は、「法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ」、取締役は、損害賠償責任を負うとしていた（平成 17 年改正前商法 266 条 1 項 5 号）。現行会社法は「その任務を怠ったとき」と定めるが、立案担当者は、改正前商法から実質を変更したものではないとする[4]。

会社と取締役との関係は委任に関する規定に従う（会社 330 条）。そこで、取締役は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、その職務を行う義務を負う（民 644 条）。そして、「取締役の会社に対する職務上の義務は、……、契約当事者の意思にかかわらず、法令によってその内容が規定されるという側面を有する」ことから[5]、法令が定める職務を果たすことも任用契約の内容に含まれる[6]。

この法令の意義について、会社法制定前の判例は、取締役の一般的義務規定及びこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定に加えて、「商法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行なうに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれるものと解するのが相当である」[7]と解してきた（非限定説）。これは、「会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする右の規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属する」ことを理由とする。

上述の立法経緯を踏まえ、判例は、現行会社法の解釈においても妥当し[8]、多数説も判例を支持している。非限定説をとる本判決は、判例及び多数説の立場に沿うものである。

2　法令違反と善管注意義務違反

取締役の責任追及には、具体的な法令違反の事実の立証に加えて、善管注意義務違反にあたる事実を立証しなければならないか（一元説）、法令違反行為が任務懈怠となり、具体的な法令違反の事実を立証すれば足りると考えるか（二元説）。

判例は、取締役の法令違反行為が「一般規定の定める義務に違反することになるか否かを問うまでもな」いとして、二元説をとる[9]。立案担当者も現行会社法は二元説をとるとし[10]、学説も二元説を支持するものが多数とされる。

もっとも、取締役の行為が、法令に違反し任務懈怠となるとしても、法令違反が「自己の責めに帰すべき事由」によらないことを取締役が主張・立証し、責任を免れることもある[11]。

本判決は、要旨 1 の通り判示する。確かに、本件違反行為は、法令違反にあたり、任務懈怠となる。しかし、具体的法令違反の有無は法令の解釈として客観的に判断され、それとは別に行為をした取締役をめぐる個別の事情が免責事由の有無として客観的に判断される[12]。最高裁判所平成 12 年判決では、取締役の行為が「法令に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできないから」、法令違反行為があることをもって、損害賠償責任を肯認できないとした[13]。

本件違反行為が独禁法の定めに違反することを認識していたときは、取締役は責任を免れない。他方、認識していなかったときは、やむを得ない事情（Ｙらの責めに帰すべきでない事由）があったために、独禁法違反となることを認識しなかったのかが問題となる。本件合意は、いわゆる価格カルテルにあたるものであり、Ｙらが、そのような本件合意の存在や内容について認識があれば、本件違反行為が独禁法の定めに違反することを当然に認識していた、ということであろう。

3　Y_1の善管注意義務違反

本判決は、「ａ社が遵守すべき独禁法 3 条に違反する行為を黙認した」として、Y_1に善管注意義務違反（法令遵守義務違反）があるとした（要旨 2）。また本判決は、本件合意に関するａ社における指示の決定には、工務部、製品事業部やその事業活動に影響を受ける他の部署における検討が必要であったとする。Y_4、Y_2、Y_3と異なりY_1は、これらの各部署に属しない。

そこで、本判決が指摘する善管注意義務違反とは、監視義務違反を指すものと思われる[14]。すなわち、取締役会設置会社の各取締役は、取締役会の構成員として、取締役の職務執行を監視する義務を負う（会社 362 条 2 項 2 号）。代表取締役も取締役会の構成員として、他の取締役に対する監視義務を負うほか、その指揮・命令下にある取締役及び使用人に対する監督義務を負う。さらに、監視・監督義務との関係において、内部統制システムの整備と適切な運用にも配慮を要する[15]。

これらに鑑みると、平成 23 年 3 月から平成 27 年 1 月 27 日までの間、ａ社の取締役又は代表取締役の地位にあったY_1は、監視（・監督）義務

を負い、これらを怠った善管注意義務違反があるということになろう。

三　会社の損害と取締役の責任

取締役は、任務懈怠により会社に生じた損害を賠償する義務を負う。会社の業務に関連した取締役の法令違反行為につき会社に課徴金が課せられたとき、その課徴金相当額を会社に生じた損害として、当該取締役に責任追及することができるか[16]。本判決は、本件自認課徴金額がＹらの任務懈怠によって生じた損害であるとしたＸの主張を認めた（要旨３）。

裁判例には、わが国における罰金や米国における罰金等につき、取締役の損害賠償責任を認めた事例がある[17]。近時では、会社が取締役の任務懈怠により課徴金の支払を余儀なくされた場合、その課徴金を損害から除く根拠がなく、課徴金が法人に対する制裁として会社が得た利益を剥奪するものであるとしても、そのような目的、性質から直ちに課徴金が民事上の損害賠償の対象にはならないものではないとする裁判例[18]もある。

これに否定的な見解は、取締役への責任追及を認めると、独禁法における課徴金減免制度が前提とする自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出といった枠組みが機能しないおそれがあるとして、独禁法は取締役への責任追及を許容していないと指摘する[19]。もっとも、取締役への責任追及があれば、課徴金額が少なくなるよう取締役等が行動することも考えられ、課徴金減免制度の実効性を促進するとの見方もある[20]。

本判決は、論拠が明らかではないが、課徴金も損害賠償の対象になるとする従来の裁判例に沿うものといえる。

四　まとめ

本判決は、法令の意義につき非限定説をとり、本件合意の存在及び内容を認識し、本件合意に従った合材の販売価格の引上げ方針の決定に関与した取締役には、法令遵守義務違反があるとした。

そして、会社に課せられた課徴金のうち、本件自認課徴金額がＹらの任務懈怠によって生じた損害であるとのＸの主張を認めたところに、関心が寄せられている[21]。会社に対する金銭的制裁を取締役に転嫁できるかについては、先に見たように、課徴金制度の趣旨が問題解決の決定打とならないならば、課徴金を損害から除く根拠がないとする裁判例にも説得力はある。この問題は、本来的には立法で明確にすべき課題であるとの指摘[22]は、服膺すべきものと思われるが、現行法の解釈としては、裁判例を支持すべきと考える。

●――注

1）請求は棄却された（東京地判令３・８・５審決集 68 巻 49 頁）。
2）東京高判令５・１・26 令４（ネ）2134 号。
3）本件の評釈として、得津晶・資料版商事 460 号（2022 年）146 頁、柏木裕介・ジュリ 1576 号（2022 年）６頁、山部俊文・ジュリ 1582 号（2023 年）97 頁がある。
4）相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説（別冊商事法務 295 号）』（商事法務、2006 年）117 頁［相澤哲＝石井裕介］。
5）最二小判平 20・１・28 民集 62 巻１号 128 頁。
6）三浦治『基本テキスト会社法〔第３版〕』（中央経済社、2022 年）107 頁。
7）最二小判平 12・７・７民集 54 巻６号 1767 頁〔1774～1775 頁〕。
8）酒巻俊雄＝龍田節編代『逐条解説会社法 第５巻』（中央経済社、2011 年）354 頁［青竹正一］。
9）前掲注７）1775 頁、1778 頁以下参照。
10）相澤編著・前掲注４）117～118 頁。なお、酒巻＝龍田編代・前掲注８）355 頁参照。
11）最三小判昭 51・３・23 裁判集民 117 号 231 頁（金判 503 号 14 頁）。
12）三浦・前掲注６）155 頁。
13）前掲注７）1777 頁。
14）得津・前掲注３）150 頁。
15）岩原紳作編『会社法コンメンタール 9』（商事法務、2014 年）233 頁［森本滋］、得津・前掲注３）150 頁。
16）刑事罰としての制裁が会社に科せられた場合も同様であるが、この場合には、課徴金とは異なり、個人に対する二重処罰や法人重課の問題もある。この点につき、佐伯仁志『制裁論』（有斐閣、2009 年）136 頁以下参照。
17）東京地判平８・６・20 金判 1000 号 39 頁、大阪地判平 12・９・20 判時 1721 号３頁。
18）東京高判令元・５・16 金判 1585 号 12 頁（有価証券報告書等の虚偽記載に関する事例）。
19）松井秀征「会社に対する金銭的制裁と取締役の会社法上の責任」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（上巻）』（商事法務、2007 年）585～586 頁。
20）弥永真生『会社法の実践トピック 24』（日本評論社、2009 年）192 頁。
21）柏木・前掲注３）７頁。
22）松井・前掲注 19）588 頁、笠原武朗「会社への制裁と取締役に対する損害賠償責任」山田泰弘＝伊東研祐『会社法罰則の検証』（日本評論社、2015 年）301 頁。